

調達要求番号： 4PDC1A00010

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
水戸地方合同庁舎ばい煙測定	茨城地本-Z 2 4 A 0 1 0	
	作 成	令和 6 年 3 月 8 日
	変 更	
	作成部隊等名	自衛隊茨城地方協力本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、水戸地方合同庁舎（以下「庁舎」という。）において実施する水戸地方合同庁舎ばい煙及びばいじん濃度・量について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書作成の参考にする資料は次によるものとし、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約時における最新版とする。

a) 関係法令

大気汚染防止法

b) 参考文書

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築保全業務共通仕様書（最新版）

2 水質検査に関する要求

2.1 概要

a) 実施場所

水戸地方合同庁舎

住所：茨城県水戸市北見町 1 - 1 1

b) 業務の概要

大気汚染防止法に基づく吸収式冷温水機 1 台のばい煙及びばいじん測定の実施。

c) 対象設備

矢崎製吸収式冷温水機 CH-M80H

能力：冷房 277 Kw 暖房 276 Kw

使用燃料：都市ガス 13A 消費量：冷房 20.1 m³N/h 暖房 26.6 m³N/h

2.2 一般事項

a) 測定回数

1) ばい煙

測定回数は年 2 回を基準とする。

2) ばいじん濃度・量

測定回数は年 1 回（9 月）を基準とする。

b) 報告書の提出

測定終了後、測定結果報告書を作成し官側へ提出すること。

3 その他

- a) 測定実施日については、契約締結後、官側の担当者と別途調整とする。
- b) 業務に際し、既存施設へ損傷を与えた場合、速やかに官側へ報告し、契約相手方の責により原状に復すること。
- c) 契約相手方は、提出した書類に変更が生じた際は、直ちに変更した書類を官側へ提出する。

4 仕様書等に関する疑義

契約相手方は、この仕様書について明示がない事項または疑義を生じた場合については、官側へ連絡し、協議により定めるものとする。